

自動販売機の設置に係る入札の参加資格等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第95条第1項の規定に基づき、自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及びその申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 第10条第1項第3号の規定に該当することにより参加資格の登録を取り消された者で、同条第3項に規定する資格制限期間を経過していないもの
- (3) 別表1各項のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 県税を完納していない者
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していない者
- (6) 自動販売機の設置業務において、2年以上継続して管理及び運営の実績を有していない者
- (7) 法人の場合は、宮城県内に本店、支店又は営業所を有していない者。また、個人の場合は、宮城県内に住所を有し業を営んでいない者

(登録の申請)

第3条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書
- (3) 誓約書（様式第2号）及び役員等名簿（様式第2号別紙）
- (4) 県税の納税証明書
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 2年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し等）
- (7) 委任状（県外に本店を有する者で、その代表者から入札等の権限を委任された県内にある支店又は営業所を代表する者が申請する場合）
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、知事が定める期間において行うものとする。

3 第10条第1項第3号の規定に該当することにより参加資格の登録を取り消された者で、同条第3項に規定する資格制限期間が満了する日の翌日以後の入札に参加するために参加資格の登録を受けようとするものは、当該資格制限期間内であっても、第1項の規定による申請を行うことができる。

(参加業者の審査等)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容の審査を行うものとする。

2 知事は、前項の審査を行うに当たっては、その申請に係る入札に参加しようとする者が別表1第1項に該当するかどうかについて、県警察本部長に照会するものとする。

- 3 知事は、第1項の審査の結果適格と認めるときは、宮城県の自動販売機設置に係る一般競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、その旨を記載した書面（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の審査の結果不適格と認めるときは、その理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする（様式第4号）。

（参加資格の有効期間）

第5条 前条第3項の規定により書面の交付を受けた者（以下「登録業者」という。）は、知事が指定する3年間（以下「有効期間」という。）について参加資格を有するものとする。

（暴力団排除）

第6条 知事は、登録業者が別表1第1項に該当するかどうかについて、県警察本部長に定期的に照会するものとする。

（変更届）

第7条 登録業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない（様式第5号）。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者又は代表者から委任を受けた者
- (4) 役員名簿
- (5) 電話番号
- (6) その他営業内容に関する重要な事項

（廃業等の届出）

第8条 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、次条第1項の規定により当該登録業者の地位が承継された場合を除き、遅滞なく、知事に届け出なければならない（様式第6号）。

- (1) 第2条第1号の規定に該当するに至ったとき 成年後見人等
- (2) 死亡したとき その相続人
- (3) 合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
- (4) 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (5) 合併又は破産手続開始の決定以外の原因により解散したとき その清算人
- (6) 自動販売機の設置業務の営業を廃止したとき 登録業者であった法人を代表する役員
- (7) 一年以上営業を休止しようとするとき 登録業者

（承継）

第9条 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に掲げる者で第2条各号のいずれにも該当しないものは、知事の承認を受けて、当該登録業者の参加資格を承継することができる。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人を設立した場合 その法人
- (3) 分割により既に登録されている主たる事業を承継した場合 承継した法人
- (4) 合併した場合 合併後の法人

- 2 前項の規定により承継をしようとする者は、その原因を証する書面及び第3条第1項第2号から第8号までの書類を添えて、知事に申請しなければならない(様式第7号)。
- 3 第4条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「第9条第2項」と、同条第2項中「入札に参加しようとする者」とあるのは「登録業者の参加資格を承継しようとする者」と読み替えるものとする。
- 4 参加資格の承継の承認を受けた者は、当該承継に係る登録業者の有効期間の残存期間について参加資格を有する。

(参加資格の取消しと制限)

第10条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格の登録を取り消すものとする。

- (1) 第8条の規定による届出がない場合(前条第1項の規定により登録業者の地位が承継された場合を除く。)において、第8条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
 - (2) 第2条第1号又は第7号に規定する者に該当することとなったとき。
 - (3) 別表2各項に掲げる資格制限要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 知事は、前項の規定により参加資格の登録を取り消したときは、登録簿から当該登録業者の登録を抹消するとともに、参加資格の登録を取り消した者にその理由を付してその旨を通知するものとする(様式第8号)。
 - 3 知事は、第1項第3号の規定に該当することにより参加資格の登録を取り消し、及び登録簿から登録を抹消した者(以下「登録抹消者」という。)について、別表2各項に定める期間の範囲内で登録抹消者が第3条第1項の申請ができない期間(同条第3項の場合を除く。以下「資格制限期間」という。)を定めるものとする。

(資格制限期間の特例等)

第11条 知事は、登録抹消者が一の事案により別表2各項の資格制限要件の二以上に該当したときは、当該要件ごとに定める短期及び長期の最も長いものの期間の範囲内で資格制限期間を定めることができるものとする。

- 2 知事は、登録抹消者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、別表2各項の資格制限要件ごとに定める短期の2倍の期間と長期の期間の範囲内で資格制限期間を定めることができるものとする。
 - (1) 資格制限期間中又は当該資格制限期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表2各項の資格制限要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 別表2第7項から第9項までの資格制限要件に係る資格制限期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの規定の資格制限要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 知事は、登録抹消者について情状酌量すべき特別の事由があると認める場合は、資格制限期間を定めず、又は別表2各項に定める短期の2分の1の期間と長期の期間の範囲内で資格制限期間を定めることができるものとする。
- 4 知事は、登録抹消者について極めて悪質な事由があるため、又は登録抹消者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表2各項に定める長期の期間を超える資格制限期間を定める必要があると認めるときは、その事実が発生したとき以降3年間の範囲内において、これらの規定に定める短期の期間と長期の2倍の期間の範囲内で資格制限期間を定めることができるものとする。
- 5 資格制限期間は、事案ごとに3年を超えることができない。

(資格制限期間の変更)

第12条 知事は、登録抹消者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表2各項に定める短期の2分の1の期間と長期の2倍の期間の範囲内で資格制限期間を変更することができる。

2 知事は、登録抹消者が事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該登録抹消者について資格制限期間を短縮するものとする。

(資格制限の決定通知)

第13条 知事は、第10条第3項、第11条第1項から第4項まで及び前条の規定により資格制限期間の決定又は変更をしたときは、自動販売機の設置に係る資格制限期間(短縮)決定通知書(様式第9号)により当該登録抹消者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項の通知をする場合において、必要があると認めるときは、改善措置に関する報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第14条 財産管理者は、登録業者が別表2各項に掲げる資格制限要件のいずれかに該当すると認めるときは、自動販売機の設置に係る事故発生報告書(様式第10号)により、知事に速やかに報告しなければならない。

(資格制限期間の決定に至らない事由に関する措置)

第15条 知事は、資格制限期間の決定までには至らないと認める事案で、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面により警告を行うことができる。

(自動販売機設置に係る一般競争入札参加業者資格審査委員会への付議)

第16条 知事は、第10条第3項、第11条第1項から第4項まで及び第12条の規定により資格制限期間の決定又は変更をしようとするときは、自動販売機設置に係る入札参加業者資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の議に付すものとする。ただし、審査委員会を開くことができない特別の事由があるときは、この限りでない。

(雑則)

第17条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年1月25日付け「自動販売機設置の用に供するための行政財産の貸付け」の入札公告に定めるところにより、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者については、第3条第1項第3号の書類を提出することにより、平成25年9月30日までの間、参加資格を有するものとする。

3 平成23年11月22日に実施した石巻市の仮設住宅団地への自動販売機設置事業者抽選会に参加し、かつ2に該当しない者は、第3条第1項第1号、第3号及び第7号の書類を提出することにより、平成25年9月30日までの間、参加資格を有するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要領の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の本要領の規定によるものとみなす。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。